

都市計画公聴会の開催

都市計画法第 16 条第 1 項及び鎌倉市まちづくり条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、都市計画の原案に係る公聴会を開催します。

令和 6 年（2024 年）9 月 5 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 都市計画の種類及び名称
鎌倉都市計画用途地域の変更
- 2 都市計画の原案に係る土地の区域
鎌倉市二階堂及び笹目町地内
- 3 公聴会の日時及び開催場所
令和 6 年（2024 年）10 月 31 日（木）午後 7 時から午後 9 時まで。
鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階 講堂（鎌倉市御成町 18 番 10 号）
- 4 公述の申出に係る書面の提出方法及び提出先
提出方法は、持参、郵送または E メール
提出は、令和 6 年（2024 年）9 月 6 日（金）から令和 6 年（2024 年）9 月 27 日（金）まで（郵送及び E メールの場合は期限内必着）
提出先は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課
- 5 都市計画の原案の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課
縦覧期間は、令和 6 年（2024 年）9 月 6 日（金）から令和 6 年（2024 年）9 月 27 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分（土、日及び祝日を除く）
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項
 - （1）公述の申出が無かった場合は、公聴会は中止とします。
 - （2）本案件のほか、相互に密接して関連する神奈川県決定の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更ほか 3 件の公聴会については、同日程で神奈川県と共同開催します。
 - （3）公述人の数は、最大 10 名程度とし、意見の要旨を同じくする者のうちから、公述人となる方を決定します。